

## 令和7年度 第2回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和8年3月30日(月)  
午前10時00分から  
開催場所 : 川口市立青木会館1階  
コミュニテイルームA・B

### ■出席委員

加藤分科会長、堀田副分科会長、安藤委員、飯塚委員、大野委員、岡田委員、笹川委員、鈴木委員、高島委員、渡邊委員

### ■欠席委員

菊地委員、長沢委員、堀越委員、宮崎委員、山南委員

### ■事務局出席者

田村子ども部長

子ども総務課：清水課長、松下課長補佐、岩田課長補佐、奥村主査、花岡主任、鈴木主事

子育て支援課：狩野次長、石塚係長

子育て相談課：駒木理事、福田課長補佐

保育運営課：栗原課長、富永課長補佐、森井係長

保育幼稚園課：岡田課長、沼知係長

青少年対策室：小山次長、会田室長補佐

健康増進課：堀江次長

地域保健センター：諸橋センター長

学務課：本木課長補佐

指導課：川島主任指導主事

### ■傍聴者：2名

### ■配布資料

次第

報告 川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

資料1 保育提供体制の確保のための実施計画について

資料2 川口市こども未来計画における乳児等通園支援事業の代行計画への追記事項について

資料3 公設公営保育所の給食費について

資料4 児童福祉専門分科会（仮称）児童養護部会の新設について

資料5 令和7年度虐待事案について ※非公開

---

## 1 開会

## 2 報告

### (1) 川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

#### ○事務局

報告資料について説明

#### ○委員

川口市は保育提供区域が3つに分かれているが、この資料では区域ごとの実施施設の分布が見えてこないのので教えていただきたい。また、0歳児の親子通園について、川口市としてどのように考えているか教えていただきたい。

#### ○事務局

区域ごとの実施施設について、4月1日実施予定の12施設の内訳として、中央・横曽根・青木・芝が8施設、神根・安行・戸塚が1施設、南平・新郷・鳩ヶ谷が3施設である。親子通園については、国の方針として、子どもが慣れるまでという主旨が示されており、基本的にはその方針に沿っていくが、様々な事情を踏まえて実施していく予定である。

#### ○委員

さいたま市にある私の施設も実施しており、2歳くらいになると慣れてくるが、月10時間だと子どもが浦島太郎状態で登園する度大変である。さいたま市でも0歳児の親子通園を認めており、川口市でも認めていただけると、施設側としてもありがたい。また、地域ごとの施設数にムラがあるが、今後実施施設の追加募集は考えているのか。

#### ○事務局

実施施設の追加募集については4月の事業開始以降、どの程度の利用があるのかを踏まえ、検討していく。

#### ○委員

0歳児を受け入れる施設はどのくらいあるのか。

#### ○事務局

12施設のうち、3施設である。

#### ○委員

神根・安行・戸塚地域の1施設は0歳児を受け入れるのか。

#### ○事務局

受け入れる施設である。

#### ○委員

申請があり、許可しなかったが、改善すれば許可できる施設はあるのか。

#### ○事務局

興味を持っている施設への事前連絡を行い、審査を行った結果、4月1日には間に合わない等の理由で25施設となった。今後は4月以降の利用状況を踏まえ、追加するかどうか検討していく。

○委員

事業実施にあたり4月以降追加の条件が出る可能性はあるのか。

○事務局

原則として国の方針に沿って進めていく予定なので、国の状況により条件が変更となる可能性があるが現時点では国からの情報はない。

○委員

私は産後ケア施設に勤務しているが、2人目のお子様が生まれた場合、産後ケアが使えない状況であるので、どこかに上のお子様を預けないと自分の心身を休められない。そこが問題となっており、上のお子様を何とか一時保育に預けなければいけない状況であるので、こども誰でも通園制度には期待をしている。こういう状況のお母さんに、こども誰でも通園制度を周知していただきたい。

○事務局

4月の市広報誌、本市で作成している子育てガイドブック、市ホームページに掲載するなど、周知に努めていく。

○委員

余裕活用型について、利用者が検索すると空きのある施設が上位に表示されるような仕様になっているのか、地域ごとの施設の利用状況が一覧になっているのか。利用者目線だと空き施設をすぐに見つけられる仕様のほうが、多少施設が遠くてもありがたいのではないかと。

○事務局

全国統一で国が作成している、つうえんポータルというものがあり、そちらで予約していただくことになる。空きがなければその旨表示されるようになっている。どの施設が余裕活用型であるかについては市のホームページにもわかりやすく掲載していく予定である。

○委員

川口市民が市外の施設も利用できるかと聞いているが如何か。

○事務局

他市の施設も利用可能である。

### 3 議事

#### (1) 保育提供体制の確保のための実施計画について

○事務局

資料1について説明

○委員

10ページの財政支援について、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業が選択されていないが、長時間預かりを実施している施設には今まで通り補助金をいただけるのか。

○事務局

これまで通り実施予定である。

## (2) 川口市こども未来計画における乳児等通園支援事業の代用計画への追記事項について

### ○事務局

資料2について説明。

### ○各委員

質疑なし。

## (3) 公設公営保育所の給食費について

### ○事務局

資料3について説明。

### ○委員

副食費4,800円となっており、国の公定価格4,900円と差がある。

### ○事務局

国の公定価格は把握している。本市の経済状況や国の動向を確認しながら、今後の値上げ等について検討していく予定である。

## (4) 児童福祉専門分科会（仮称）児童養護部会の新設について

### ○事務局

資料4について説明。

### ○委員

虐待を行い退職した保育士が別の保育施設に就職できないようになっているのか、または次の就職先に虐待に関する情報が引き継がれるのか。

### ○事務局

保育士資格については採用時に保育士特定登録取消者管理システムで確認するよう国から示されている。虐待事案が実際に虐待と認められ、保育士資格が取り消されたのであれば、採用時に確認することができる。よって、システム上で資格が取り消されていれば、採用することはない。

### ○委員

虐待の訴えだけでなく、調査の結果、虐待である、犯罪であると確定したのであれば、資格を取り消すことができるが、虐待が証明できなければ、市としては取り消しの判断を下すことはできないということか。

### ○事務局

犯罪と認定されれば当然取り消されるが、それ以外の事案についてはケースバイケースである。

### ○委員

通報先はどちらになるのか。例えば保護者が保育園についておかしいと感じたことがあり、保育園の先生や保育士に相談したが取り合ってもらえなかった際はどこに相談すればいいのか。保育園とは別の相談窓口があるのか、あるのであれば、どのように処理されるのかをお聞きしたい。

### ○事務局

特別な相談窓口は設けていないが、虐待に関するすべての通報について、市のいずこかにご連絡いただければ、担当課にお繋ぎする。

○委員

保育所と保護者の間に信頼関係が構築されていればクレームという形で直接保育園に届くが、信頼関係がない場合は、まずは市に通報すれば、市側で対応し、その対応について新たな部会に報告する義務が生じるということか。

○事務局

これまでも虐待に関する通報等があった際は、先ほどご説明した対応を行っていたが、今回法律の改正により義務として規定されたところである。

○委員

匿名のクレームが来た場合、何をどうすればよいのかわからず困ることがある。もしも匿名で虐待の通報が来た場合、市としてどのように対応するのか。匿名で情報が無い状態でどう動くのか確認したい。

○事務局

実際に、虐待の疑いがあるという匿名のご相談はある。実情として、まずは匿名で連絡が入った場合、聞き取った内容について、訴えた人がわからない範囲の情報を施設側に示しながら確認を行っている。事案が実際に虐待であるということになれば、名前等の情報を教えていただきながら対応していかなくてはならない。

○委員

2 ページに、部会への報告の対象事項という項目があり、被害者側の性別や年齢が含まれているので、匿名の状態でも部会へ報告するというにはならないと思われる。匿名の通報があり、施設を特定できた場合、市の指導内容の報告は行うのか。

○事務局

調査の結果における虐待の有無に拘わらず全ての通報に対し部会への報告が必要である。匿名であるがために対象の事案の特定ができず対応不能である場合以外は、原則として報告対象である。

○委員

要保護児童対策地域協議会における親子間の虐待等は部会への報告対象とはならないが、職員が加害者となった場合は報告対象となるということでしょうか。

○事務局

要保護児童対策地域協議会における虐待は、原則として部会への報告対象とならない。ただし、報告すべき内容が含まれている場合は報告対象となる可能性がある。

○委員

部会の審議内容について確認したい。虐待の事案があった際の市の対応について報告がなされ、その対応が適切だったか、について意見を申し上げるということでしょうか。また、今まで分科会でこういった議題はなかったと思うが、プライバシーに関わり、デリケートな内容であると思われる。これから委員はどういった準備をして臨めばよいのか。

○事務局

現時点で部会が立ち上がっていないため、今回は分科会で報告させていただいた。令和8年度からは部会が立ち上がり、分科会の委員の中から5名の方に兼任していただき、その5名を対象に報告をさせていただく。報告について、措置が適切であったか等をご審議いただくが、個人情報が含まれるので、委員の皆様には守秘義務を負っていただく。会議の中で知った情報は外部に漏らさないようにしていただく。

○委員

折角こういった動きがあるのであれば、抑止力になるという願いを込め、保護者や施設の職員による通

報がしやすいように、こういったことを始めるということポスター等で窓口等を周知したほうがいいのではないかと。乳児は自分からの発信は難しいが、保育所の4歳以上の言葉をお子様については、普通の教育で、こういうことをされたら嫌だと言っている、この部分を触られたら嫌だと言っているということを伝えていけば、子ども自身も発信できるようになるのではないかと。ゆくゆくは子どもからの声も聞いていけるようなシステムを作っていただければいいと思う。

○事務局（子ども総務課長）

周知の方法は具体的にお示しできないが、機会を捉え研修会などで周知をしていきたい。これから効果のある方法を検討してまいりたい。

○委員

施設側には定期的に市から周知依頼が来ているので、それを踏まえ、職員にも施設内研修を行っている。

○委員

認可外の施設など、職員への周知が十分ではない施設もあるのではないかと。

○事務局

幅広い事業が対象となるので、そちらも含めて対応していきたい。

○委員

こちらはいつ頃始まるのか。

○事務局

根拠となる法律は令和7年10月1日施行されている。これにより本市所管施設・事業に関し通報が義務付けられたものであり、新たに設けられた制度ではないので、今後いつスタートする、というような事業ではない。

○委員

もし事案が発生したら、即対応していくといことよろしいか。

○事務局

原則として分科会の開催後に部会を開催する予定であるが、事案の内容に応じ、緊急を要する場合は都度、部会を開催することも有り得る。

○委員

今回報告対象となる事業は資料に記載のとおりだが、塾や習い事等の子ども関係施設や、子どもを支援している方から虐待や、嫌なことをされたという相談が多い。民生委員として、そういった場合に市や学校に相談したいという話を聞くことが多い。利用者は施設や事業関係なく一緒に考えているため、嫌なことをされたら、どこに相談すればいいのかの周知が必要だと考えている。施設や事業関係なく、地域の子どもの関連の施設や習い事等で嫌な思いをされた方の相談も受けただけなのかを確認したい。また、虐待を受けた当事者の方々が小中学校で講演を行っていることが多い。そういった当事者の方たちも部会の委員に入れていただくと良いのではないかと。当事者の方々も大人となり、支援をされている方も多いため、検討していただきたい。

○委員

児童福祉施設以外の施設で虐待やセクハラを受けた際の相談窓口は既にあるのではないかと。川口市として何でも相談ができる窓口はあるのか。

○事務局

虐待全般としては、児童相談所が運営している「いちはやく（189）」や、子育て相談課にご相談いただくことができる。ただし、児童相談所も子育て相談課も、基本的には保護者またはご家族からの虐待事案について、要保護児童対策地域協議会で進行管理をしていくという原則がある。場合により塾など、資料に記載のない施設について、事案ごとに所管庁に子育て相談課にて情報提供を行うことも有り得る。

○委員

県でも利用者がどこに通報や相談をしていいのかわからないという声があるが、そもそも虐待等を起こさないということが大前提であり、今年度から県の委託事業として、年に3回、保育の質を高める研修会を行う。7月、11月、2月の年3回予定しているので、ぜひ周知していただきたい。また、県の委託として行う年3回以外にも、各地区、東西南北でも年1回研修を行っている。

○委員

そういった研修は市でも実施しているのか。

○事務局

本市でも、認可保育所、認可外保育所、幼稚園等に保育の質を高める研修を年15回行っている。来年度も同様の研修の実施に加え、専門研修等も検討し、保育の質を保っていく。

#### (5) 令和7年度虐待事案について

非公開につき省略

#### 4 その他

○事務局

委員任期の満了に伴い挨拶。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

#### 5 閉会